

平成 28 年度機構改正の概要

1 変更内容

(1) 産業振興・雇用推進課の企業立地推進室を産業政策課に格上げ

—産業振興推進体制の強化—

産業施策の基本方針等の策定やヘルスケア産業を始めとする新産業の創出・育成に新たに取り組むとともに、本市の優れた拠点性を活かした企業立地を戦略的に推進する体制を整備するため、産業政策課を設置し、課内に産業政策係と企業立地推進係を設置します。

(2) 健康づくり課の健康増進難病対策係を2分割 —移譲事務執行体制等の整備—

H30年度から難病関係事務が県から移譲されることに伴い、移譲準備体制を整備するため、健康づくり課の健康増進難病対策係を特定疾病係と健康増進係に分離します。

なお、指定管理者制度の導入に伴い、健康づくり課の障害者生活支援センターを廃止します。

(3) 学校施設課の施設第1係を2分割 —学校耐震化推進体制の強化—

耐震化事業の確実な執行体制を整備するため、学校施設課の施設第1係を分割して建築第1係及び建築第2係とし、施設第2係を設備係に名称変更します。

(4) 総務法制企画課から庁舎管理部門を分離

—総務局主管課機能の強化及び庁舎管理業務の適切な執行体制の整備—

総務法制企画課の庁舎管理室を課として分離することにより、総務局主管課機能の強化を図ります。また本庁他2庁舎に加えほっとプラザ大供の一体管理等に取り組む庁舎管理業務の適切な執行体制を整備します。

(5) 環境保全課の係を統合 —環境保全推進体制の再編—

環境規制業務に関する情報を集約し、より迅速かつ的確な対応と業務の効率化を図るため、環境保全課の環境情報センターを大気騒音係に統合します。

(6) 東区役所建設課の係を統合 —効率的な事業推進体制の構築—

効率的な事業推進体制の構築のため、東区役所建設課の工務第1係と新拠点担当係を統合し、工務第1・新拠点係を設置します。

(7) こども企画総務課の子育て世帯臨時特例給付金対策室を廃止

—事業終了に伴う組織の廃止—

子育て世帯臨時特例給付金事業の終了に伴い、こども企画総務課の子育て世帯臨時特例給付金対策室を廃止します。

2 行政組織数

H27. 4. 1とH28. 4. 1間の増減

区 分	組 織 数				
	局相当	室相当	課相当	課内室相当	係相当
市長事務部局	15	5	135→137 (2)	59→56 (-3)	304
本庁等	11	5	109→111 (2)	33→30 (-3)	233→234 (1)
区役所	4		26	26	71→70 (-1)
消防局	1		11	1	64
水道局	1		13	1	42
市場事業部		1			
教育委員会事務局	1		13	5	16→17 (1)
選挙管理委員会事務局	1		4		
人事委員会事務局		1			2
監査事務局	1				
農業委員会事務局		2			
議会事務局	1		3		6
合 計	21→21 (0)	9→9 (0)	179→181 (2)	66→63 (-3)	434→435 (1)